

令和元年台風第10号による被害及び 消防機関等の対応状況（第12報）

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）
※年について特段の記載がない場合は全て令和元年である。

令和2年9月30日（水）12時00分

消防庁 応急対策室

※下線部は前回からの変更箇所

1 気象の状況（気象庁情報）

- ・ 台風第10号は、8月15日11時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を通過し、15時頃に広島県呉市付近に上陸した後、北上し、16日21時に日本海で温帯低気圧となった。
- ・ この台風の影響により、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で強風を伴った非常に激しい雨が降り、降り始めからの総降水量が1,000ミリを超えたところがあった。また、台風から変わった温帯低気圧の影響によって、同月17日明け方にかけて北海道では強い風、強い雨を観測した。

2 被害の状況

(1) 人的・建物被害（令和2年4月1日現在）

都道府県名	人的被害				住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷							
人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
北海道							1		2	1	1
秋田県							1				
埼玉県							1				
神奈川県				1							
岐阜県				2			2		1		
愛知県				11							
三重県				4			3				
滋賀県			1	4			3				
京都府			1	3			5				1
大阪府				1			2				
兵庫県	1			3	1		7				
奈良県							2	1			
和歌山県							1		3		
島根県									1		
岡山県			3	9			3				1
広島県	1			1			8				2
徳島県				5			11		1		
香川県				2			1				1
愛媛県			1				3		0		
高知県							1	1			1
福岡県							3				
長崎県			1								
大分県			1				1				1
宮崎県			1	1							
鹿児島県				2							
合計	2		9	49	1		59	2	8	1	8

《死者の内訳》

【兵庫県】1人（上郡町）

【広島県】1人（尾道市）

(2) 孤立の状況

- 【高知県】 8月16日、県道の陥没により一部集落（24世帯29人）が孤立（安芸市）
→救助要請はなく、仮設橋の設置により当日中に解消
- 【大分県】 8月14日、川の増水により18人が孤立（玖珠町）
→8月15日、地元消防機関により全員救出

3 都道府県における災害対策本部の設置状況

【岐阜県】	8月16日	2時40分	設置	→	8月16日	11時45分	廃止
【愛知県】	8月15日	7時28分	設置	→	8月16日	15時00分	廃止
【三重県】	8月14日	15時12分	設置	→	8月16日	10時00分	廃止
【広島県】	8月14日	13時30分	設置	→	8月16日	0時00分	廃止
【山口県】	8月15日	7時00分	設置	→	8月15日	18時00分	廃止
【徳島県】	8月15日	9時00分	設置	→	8月15日	18時00分	廃止
【高知県】	8月14日	15時00分	設置	→	8月16日	18時00分	廃止

4 避難指示（緊急）及び避難勧告の発令状況（発令されていた市町村）

都道府県名	避難指示（緊急）	避難勧告
三重県	紀宝町	紀宝町
京都府		亀岡市
奈良県	五條市、下市町	五條市、宇陀市、黒滝村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村
和歌山県	田辺市、新宮市、古座川町	橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、古座川町、串本町
岡山県		倉敷市
広島県		三原市、大崎上島町
徳島県	三好市、那賀町	阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、勝浦町、佐那河内村、神山町、那賀町、つるぎ町、東みよし町
香川県		高松市、丸亀市、宇多津町
愛媛県		宇和島市、八幡浜市、内子町
高知県	北川村	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
大分県		佐伯市、臼杵市、宇佐市、由布市、九重町、玖珠町
宮崎県		三股町
鹿児島県		三島村

5 地元消防機関の対応

地元消防機関（消防本部、消防団）により、救助・救急活動のほか、早期避難の呼びかけ、警戒活動等を実施

6 消防庁の対応

- 8月 7日 16時05分 都道府県、指定都市に対し「台風第9号と台風第10号についての警戒情報」を发出
- 8月 9日 15時30分 関係省庁災害警戒会議に应急対策室長が出席
15時45分 应急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次应急体制）
→8月20日 17時30分 廃止
- 8月13日 16時20分 都道府県、指定都市に対し「台風第10号についての警戒情報」を发出
10時00分 関係省庁災害警戒会議に应急対策室長が出席
11時01分 都道府県、指定都市に対し「台風第10号についての警戒情報」を发出
- 8月14日 16時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
17時15分 関係閣僚会議に総務大臣政務官が出席
- 8月16日 10時00分 関係閣僚会議に総務大臣が出席

問い合わせ先
 消防庁应急対策室
 高橋・濱田・小川・赤荻
 TEL 03-5253-7527
 FAX 03-5253-7537